

ミモザ荘ホームヘルプステーション
介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問
(介護予防訪問介護相当サービス)
重要事項説明書 (令和6年6月1日)

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-77-2550 (午前8時30分～午後5時30分まで)

営業日 月曜日から土曜日

担当 小野田 一美 石川 美代

*ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

2 ミモザ荘ホームヘルプステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者番号	1073100016
事業所名	ミモザ荘ホームヘルプステーション
所在地	群馬県邑楽郡板倉町大字細谷217番地
サービス提供地域*	館林市・板倉町・明和町

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	備考	計
管理者		1名(1)		他事業所兼務	1名(1)
サービス提供責任者	介護福祉士	1名()	1名()	定期巡回型訪問介護兼務	2名()
サービス提供責任者	ヘルパー1級	1名()	名()	定期巡回型訪問介護兼務	1名()
従事者	介護福祉士	名()	2名()	定期巡回型訪問介護兼務	2名()
	介護職員基礎研修課程修了者 (旧ホームヘルパー2級含む)	名()	10名()	定期巡回型訪問介護兼務	10名()
	その他	名()	名()		名()

() 内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

8:30から17:30 (月曜日から土曜日)

1月1日から1月3日 定休日

3 サービス内容

- (1) 食事介助／買物／洗濯／調理／掃除
- (2) 必要に応じて（入浴介助／体位交換介助／排泄介助／衣類着脱等）
- (3) その他日常生活上の支援

4 利用料金

(1) 利用料

- ・介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）（以下、「サービス」という。）」を利用する場合は原則として月額の設定額で介護負担割合証により記載されている利用負担によって1割負担 2割負担 3割負担となります。

（自己負担2割に該当した場合は、自己負担1割の料金表示額の2倍の額）

{料金表－基本料金・通常時間}

介護区分	訪問回数	月 額	自己負担額（1割）
事業対象者・要支援1・2	週1回程度	11,760円	1,176円
要支援1・2	週2回程度	23,490円	2,349円
要支援2	週3回程度	37,270円	3,727円

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、お客様の「介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防サービス計画等」という。）」に定められた目安の時間を基準とします。

※ 初回加算として、新規利用の際サービス提供責任者によるサービスの提供を受けた場合月2000円（1割負担の場合）の加算となります。

下記参照にて 新規訪問介護計画を作成した場合

- ・利用者が過去2ヶ月に当該訪問事業所からサービスの提供を受けてない。
- ・サービス提供責任者が初回若しくは初回の「サービス」を行った日の属する月に「サービス」を行った。

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ 算定単位数の22.4%相当単位数

(2) 交通費

交通費は無料となっております。

(3) その他

- ① お客様のお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求書を利用者に送付します。

現金支払いと金融機関、郵便局からの口座引き落としから選べます。

金融機関からの引き落としは、翌月の22日（日曜祝日に当たる場合は翌日）

に口座自動引き落としとなります。

郵便局は、末日に口座自動引き落としとなります。

5 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。介護保険情報を確認させていただきます。

担当している介護支援専門員がいる場合は、担当の介護支援専門員と連絡とり契約、アセスメント、サービス計画書作成後、担当者会議開催後、同意を得てから開始します。

※担当している介護支援専門員や介護認定が出ていない場合は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携をとらせて頂きます。

「第1号訪問事業計画」の作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※「介護予防サービス計画等」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の事業対象者又は要支援認定が、要介護と認定された場合
- ・ お客様が亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6 事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び 精神的負担の軽減を図るものとする。

(2) サービスの利用のために（サービスの選択肢となるようなものを提示する。）

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更希望の方はお申し出ください。
従業員への研修の実施状況	○	毎月ヘルパー会議を実施
サービスマニュアルの作成状況	○	
個人情報に関する使用の同意	○	
その他		

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、消防署、親族、居宅介護予防支援事業者等へ連絡します。

医療機関等	主治医氏名	
	連 絡 先	
緊急時連絡先	氏 名	
	連 絡 先	

8 サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談 苦情担当

担当 小野田 一美 電話 0276-77-2550

受付時間 8:30～17:30（日曜日、1/1～1/3を除く）

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

{関係機関}

○群馬県国民健康保険団体連合会 電話027-290-1363

○板倉町役場 電話0276-82-1111

○館林市役所（介護保険課） 電話0276-47-5133

（高齢者支援課） 電話0276-47-5131

○明和町役場 電話0276-84-3111

9 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人ポプラ会

代表者役職・氏名 理事長 堀越 裕一

本部所在地・電話番号 群馬県館林市田谷町1187-1 0276-77-2230

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

「介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問（介護予防訪問介護相当サービス）」の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人ポブラ会

所在地 群馬県館林市田谷町1187-1

事業所 ミモザ荘ホームヘルパーステーション

(事業所番1073100016)

所在地 群馬県邑楽郡板倉町大字細谷217番地

代表者氏名 理事長 堀越 裕一 印

- 1、私は、契約書および本書面を受領し、事業所から「介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問（介護予防訪問介護相当サービス）」についての重要事項の説明を受け同意しました。
- 2、サービス担当者会議にかかる各サービス支援事業所等に情報を提供することについて本人及び家族が同意します。

利用者 住所

氏名 印

家族代表 住所

氏名 印

続柄